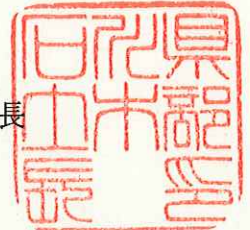


監 第 2203 号
平成30年 3月29日

石川県建設産業連合会
会長 吉 光 武 志 様

石川県土木部長



土木部発注工事に係る土木工事積算基準等の改定について

改正品確法の基本理念に則り、最新の実績を踏まえて適正な予定価格を設定するため、下記のとおり土木工事積算基準等を改定します。

記

1 改定内容

○土木工事標準積算基準書

・一般管理費の見直し

→平成30年度 国土交通省 土木工事標準積算基準書に準拠

・地質調査業務における諸経費の見直し

→平成30年度 国土交通省 設計業務等標準積算基準書に準拠

2 適用時期

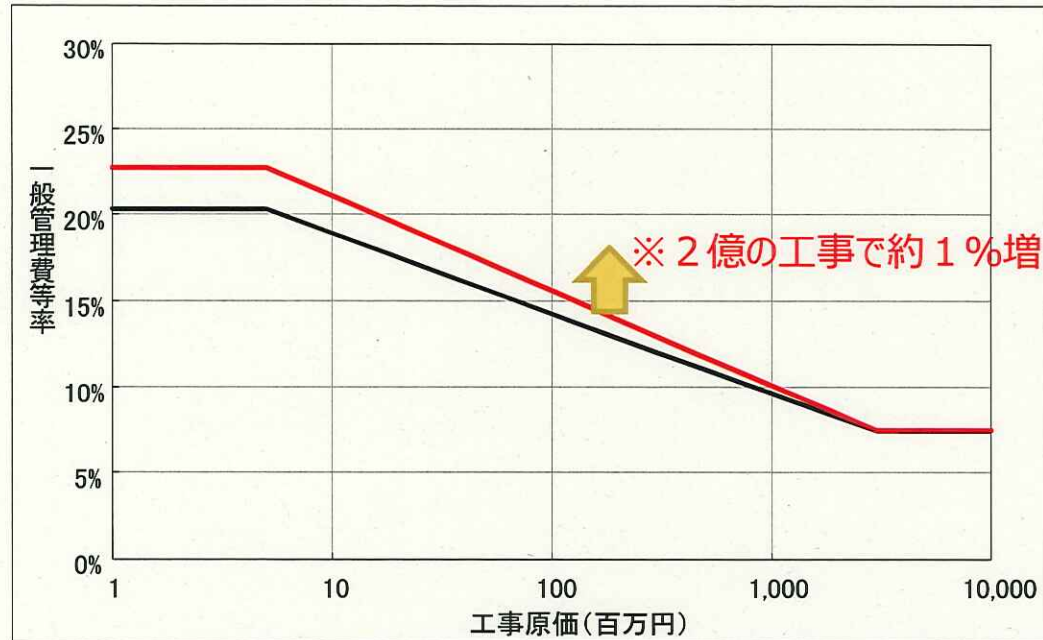
平成30年4月1日以降の支出負担行為に係る工事より適用する。

3 本件についてのお問い合わせ先

石川県土木部監理課技術管理室

TEL : 076(225)1787 FAX : 076(225)1788

- 研究開発費用等の本社経費の最新の実態を反映し、一般管理費等率を改定



現行

※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	$-4.63586 \times \text{LOG}(C_p) + 51.34242$ (%) $C_p = \text{工事原価 (単位円)}$	7.41%

改定



工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	22.72%	$-5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977$ (%) $C_p = \text{工事原価 (単位円)}$	7.47%

● 実態調査の結果を踏まえ、地質調査における以下の規格等の改定を行う。

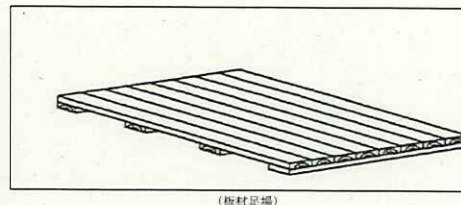
● 機械ボーリング関連：足場規格の分割 (設置・撤去)

種別・規格	単位	日当り作業量
平坦地足場 (高さ区分無し)	箇所	2.0

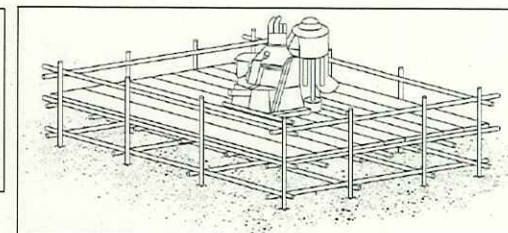


種別・規格	単位	日当り作業量	
		現行	改定
平坦地足場	高さ0.3m以下	箇所	2.00
	高さ0.3m超		1.25

平坦地足場規格の分割



平坦地足場(0.3m以下)
板材足場



平坦地足場(0.3m超)
嵩上げ足場

● 電子成果品作成費

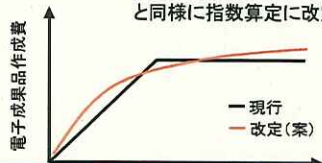
電子成果品作成費(千円) = 0.016X
上限: 200千円



電子成果品作成費(千円) = 4.7X^{0.38}
上限: 260千円

(改定イメージ) ※ X: 直接調査費(千円)

実態を踏まえて土木設計業務等と同様に指数算定に改定。

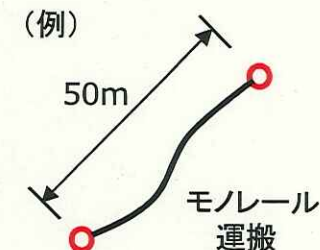


本項目のみ4月から適用

● 現場内小運搬：規格の細分化

種別・規格(現行)	
人肩運搬	50m以下
	50m超100m以下
特装车運搬(クローラ)	100m以下
	100m超500m以下
モレール運搬	100m以下
	100m超500m以下
索道運搬	100m以下
	100m超500m以下

種別・規格(改定)	
人肩運搬	50m以下
人肩運搬	50m超100m以下
特装车運搬(クローラ)	100m以下
特装车運搬(クローラ)	100m超300m以下
特装车運搬(クローラ)	300m超500m以下
特装车運搬(クローラ)	500m超1000m以下
モレール運搬	50m以下
モレール運搬	50m超100m以下
モレール運搬	100m超200m以下
モレール運搬	200m超300m以下
モレール運搬	300m超500m以下
モレール運搬	500m超1000m以下
索道運搬	100m以下
索道運搬	100m超500m以下
索道運搬	500m超1000m以下



規格	現行	改定
	100m以下	50m以下

→小規模運搬等の実態に合わせた精算が可能

● 諸経費

※諸経费率 = A × Y^b (Y: 調査費)

業務分野	諸経費	
	現行	改定案
地質調査	<p>A = 300.01 b = -0.12 (諸経費: 38.0 ~ 57.2%)</p>	<p>A = 285.3 b = -0.113 (諸経費: 40.8 ~ 59.9%)</p>

改正理由	一部改正	改正 現行	備 考																																		
	<p>2 付 加 利 益</p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与（損益算入分を除く） (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3 一般管理費等の算定</p> <p>一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。</p> <p>1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p>(2) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>(3) 自社製品の取扱い（プレテン紙、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>20.29%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.41%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 〔一般管理費等率算定式〕 $Gp = -4.63586 \times LOG(Cp) + 51.34242$ (%) ただし、Gp：一般管理費等率 (%) Cp：工事原価 (単位円)</p> <p>(注) 1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> </div> <p>別表第2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>0%から5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数に乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 証 の 方 法</th> <th>補正值(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：発注者が投機的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3：ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-3-①-2</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	保 証 の 方 法	補正值(%)	ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04	ケース2：発注者が投機的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない	<p>現行どおり</p> <p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>20.29%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.41%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 〔一般管理費等率算定式〕 $Gp = -4.63586 \times LOG(Cp) + 51.3424259.4977$ (%) ただし、Gp：一般管理費等率 (%) Cp：工事原価 (単位円)</p> <p>(注) 1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>現行どおり</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%	<p>通知改定に伴う記載の変更</p>
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																		
一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%																																		
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																	
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01																																	
保 証 の 方 法	補正值(%)																																				
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04																																				
ケース2：発注者が投機的保証を必要とする場合。	0.09																																				
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない																																				
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																		
一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%																																		
積算上の注意事項			(控え頁) 1/1																																		

(H29)

改 正

第1章 地質調査積算基準

第1節 地質調査積算基準

別表第1

(1) 諸経费率標準値

対 象 額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%

(2) 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

Y：対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費）

A, b：変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。

現 行

第1章 地質調査積算基準

第1節 地質調査積算基準

別表第1

(1) 諸経费率標準値

対 象 額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	57.2%	300.01	-0.12	38.0%

(2) 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

Y：対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費）

A, b：変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。

備 考